六　医科点数表区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査のうち次のもの
総ビリルビン
総蛋白
アルブミン
尿素窒素（ＢＵＮ）
クレアチニン
尿酸
アルカリホスファターゼ
コリンエステラーゼ（ＣｈＥ）
γ―グルタミールトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴ）
中性脂肪
ナトリウム及びクロール
カリウム
カルシウム
グルコース
乳酸脱水素酵素（ＬＤ）
クレアチン・ホスホキナーゼ（ＣＫ）
ＨＤＬ―コレステロール
総コレステロール
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）
アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）
ＬＤＬ―コレステロール
グリコアルブミン
七　医科点数表区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査のうち次のもの
甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）
遊離サイロキシン（FT_4）
遊離トリヨードサイロニン（FT_3）
八　医科点数表区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカーのうち次のもの
癌胎児性抗原（ＣＥＡ）
α―フェトプロテイン（ＡＦＰ）
ＰＳＡ
ＣＡ19―9
九　医科点数表区分番号Ｄ０１５に掲げる血漿蛋白免疫学的検査のうち次のもの
Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）
十　医科点数表区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査のうち次のもの
その他のもの

別表第九の二の二　中心静脈注射用カテーテル挿入の注3に規定する患者
3歳未満の乳幼児であって次の疾患である者
先天性小腸閉鎖症
鎖肛
ヒルシュスプルング病
短腸症候群

別表第九の三　医科点数表第2章第7部リハビリテーション通則第4号に規定する患者
回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
脳血管疾患等の患者のうちで発症後六十日以内のもの
入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ＡＤＬの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を算定するもの

別表第九の四　心大血管疾患リハビリテーション料の対象患者
急性心筋**梗塞**、狭心症発作その他の急性発症した心大血管疾患又はその手術後の患者
慢性心不全、末梢動脈閉塞性疾患その他の慢性の心大血管疾患により、一定程度以上の呼吸循環機能の低下及び日常生活能力の低下を来している患者

別表第九の五　脳血管疾患等リハビリテーション料の対象患者
脳**梗塞**、脳出血、くも膜下出血その他の急性発症した脳血管疾患又はその手術後の患者
脳腫瘍、脳膿瘍、脊髄損傷、脊髄腫瘍その他の急性発症した中枢神経疾患又はその手術後の患者
多発性神経炎、多発性硬化症、末梢神経障害その他の神経疾患の患者
パーキンソン病、脊髄小脳変性症その他の慢性の神経筋疾患の患者
失語症、失認及び失行症並びに高次脳機能障害の患者
難聴や人工内耳埋込手術等に伴う聴覚・言語機能の障害を有する患者
顎・口腔の先天異常に伴う構音障害を有する患者
外科手術又は肺炎等の治療時の安静による廃用症候群その他のリハビリテーションを要する状態の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの

別表第九の六　運動器リハビリテーション料の対象患者等
一　運動器リハビリテーション料の対象患者
上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺その他の急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者
関節の変性疾患、関節の炎症性疾患その他の慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者
二　運動器リハビリテーション料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める患者
上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺その他の急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者であって、入院中の患者以外のもの
関節の変性疾患、関節の炎症性疾患その他の慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者

別表第九の七　呼吸器リハビリテーション料の対象患者
肺炎、無気肺、その他の急性発症した呼吸器疾患の患者
肺腫瘍、胸部外傷その他の呼吸器疾患又はその手術後の患者
慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）、気管支喘息その他の慢性の呼吸器疾患により、一定程度以上の重症の呼吸困難や日常生活能力の低下を来している患者
食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌等の手術前後の呼吸機能訓練を要する患者